

## 九州賢女会 会則

(名称)

第1条 この会は、「九州賢女会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、九州の女性を中心に活動するコミュニティグループで、自分らしく賢く生きる女性が集い、それを応援していくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業等を行う。

(1) 女性として賢く生きるための勉強会及びイベント、交流会

(2) 会の意向に沿った他の団体への協力活動

(会員)

第4条 会員種別は、正会員(有料)と準会員(無料)賛助会員(男性・無料)とし、正会員の年会費は2,000円とする。

6月～8月の入会者に関しては年会費2,000円

9月～11月の入会者に関しては年会費1,500円

12月～2月の入会者に関しては年会費1,000円

3月～5月の入会者に関しては年会費500円                      なお、年会費の更新月は一律6月とする。

(振込口座) 福岡銀行 高宮支店 普通預金 1731483                      九州賢女会 理事長 玉井洋子

(入会)

第5条 新規入会については、会の目的を理解している者のうち、理事長の推薦を得た者とする。

第6条 (入会・退会・除名・会員資格の喪失)

1、ネットワークビジネス・宗教・政治・政党および自己啓発セミナー・別団体への引き抜きの勧誘等の目的、入会を認めない。

\*無理な押し売り、しつこい勧誘等が行われた場合は退会手続きをとり資格を喪失する場合があります。

2、会員として入会をしようとするものは、入会申込書により、申し込むものとし、会費を納入する。

3、会員は、理事長が別に定める退会書を理事長に提出して、任意に退会することができ、資格を喪失する。

\*ただし、会員が、この会則に違反した時又はこの団体の名誉を傷つけ、また、目的に反する行為をしたときは、総会の議決により、これを除名することができる。

4、一度除名されたものは資格を喪失する。

5、会員である本人が死亡、または、団体が消滅した時は資格を喪失する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、次の所在地に置く。

福岡市南区高宮 5-4-21-1302 号 (ワイズフェアリー内)

(個人情報)

第8条 1. 会員相互間の個人情報は会員の許可なく外部に漏洩してはならない。

また、会員の許可なしに他の営利目的等にも利用してはならない。

(退会)

第9条 1、会の趣旨に反する行動・言動をした会員が判明した場合は幹事会の決議を得て退会等の措置をとることができる。

2、退会希望者は、4月末日までに所定の退会届にて退会手続きをとるものとする。

5月以降の届出の場合、翌年度の年会費まで納めなければならない。

附則

この会は、2015年6月1日より施行する。

2015年8月24日改正 (第7条変更 事務局住所変更)

2016年9月5日改正 (第4条変更 準会員、賛助会員 年会費変更)